

土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し (土地改良法)

(施行日: 公布の日)

改正前

土地改良法

- 農用地又は土地改良施設について、市町村が土地改良法に基づき**災害復旧工事**を実施する場合は、都道府県が実施する場合と異なり、**議会の議決を経て応急工事計画を定める必要**がある。

| | |
|------|----------------|
| | 応急工事計画に係る議会の議決 |
| 都道府県 | 不要 |
| 市町村 | 必要 |



※市町村営事業は、市町村が住民に最も身近な主体であり、小規模事業が中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、総会の議決を要する土地改良区営事業に準じて、応急工事計画の議会の議決を経ることとされている。

支障

- 災害復旧事業はその性質上、被災農業者等地域住民から特に迅速な対応が期待されるが、当該事業の予算に関する議会の議決に加えて、応急工事計画に係る議会の議決が必要とされていることにより、**災害復旧工事への着手に一定の期間が必要**となっている。



改正後

- 市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、**応急工事計画に係る議会の議決を不要とする**。

※工事の内容について、工事費用に係る予算審議において議会に説明し、議決を要する点は従来通り。

※応急工事計画に係る議会の議決を不要とすることに併せて、受益者に費用負担を求める場合には、都道府県と同様、当該受益者の3分の2以上の同意を得ることとする。

効果

- 農業者の営農再開**や**住民の安全**のための**災害復旧工事の迅速な実施に資する**。



農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)

(施行日: 公布の日)

改正前

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- 都道府県は、農村地域への産業導入に関する基本計画について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
- 市町村は、産業導入を図る際、基本計画に無い業種を導入することができない。

支障

- 都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、業種を追加するための基本計画の変更が必要。



基本計画の義務的記載事項に関する見直し

- 基本計画の義務的記載事項から「導入する産業の業種」を削除。



効果

- 市町村は、**産業構造の変化**や**地域の特性**に対応した**機動的な産業導入の企画が可能に**。
- 都道府県は、**地域における新たな立地ニーズ**に応じた**都度の計画変更が不要**となり、**事務負担が軽減**。



改正後

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

(施行日: 令和5年4月1日)

改正前

液石法(注1)

- 液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**
- 液化石油ガス事業者が、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、**液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。**



支障

- 液化石油ガス事業者が、両法の適用を受ける場合、
 - ①都道府県と指定都市は、それぞれが受け付けた申請等について、**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担となっている。**
 - ②両法の適用を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方で手続きをしなければならず、利便性を欠く。**

改正後

- 液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

| 法令 | 主な手続き | 権限者 |
|---------|---|---|
| 高圧ガス保安法 | ・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届 | 指定都市の長 (又は都道府県知事) |
| 液石法 | ・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等 | 都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2) |

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に係る窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)

(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

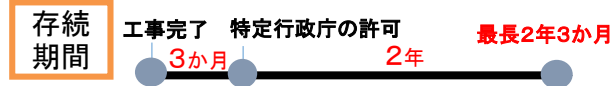
応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し (建築基準法)

(施行日： 公布の日から1月を超えない範囲内で政令で定める日)

改正前

建築基準法

- 応急仮設建築物**は、
応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、建築確認申請の手続や構造・規模に係る規定等の適用が除外されている一方、
その**存続期間**は、**最長2年3か月**(工事完了から3か月+特定行政庁の許可により2年)とされている。



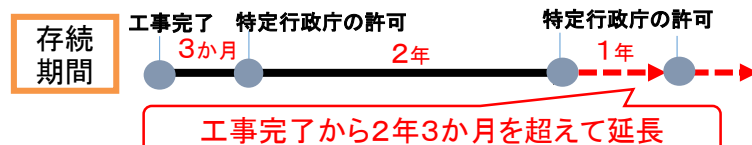
支障

- 近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、仮設の庁舎や医療施設等の**応急仮設建築物**に代わる**恒久的な建築物の設置**や**建築基準に適合させる改修**を**2年3か月以内に終わることが困難**となる場合がある。



改正後

- 応急仮設建築物の存続期間について、**特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、1年ごとに存続期間を延長することを可能とする。**



効果

- 地域の災害の状況に応じた対応が可能となるなど、**円滑な災害復旧・復興等に資する。**



流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し (下水道法)

(施行日：公布の日から3月を経過した日)

改正前

下水道法

- 都府県が、**2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画(流総計画)**を策定・変更する場合には、**関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要。**

※2以上の都府県にわたらない流総計画を策定・変更する場合は、国への協議は不要。

※「流総計画」

…下水道整備に関する総合的な基本計画で、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定めるもの。

支障

- 関係する都府県と合意済みの計画の変更であっても、変更のたびに、**国への協議が必要**なため、事前協議等を含め、**協議に時間を要しており、都府県の事務負担が生じている。**



改正後

- 2以上の都府県にわたる流総計画の策定・変更について、**国への協議を届出に見直し。**

※併せて、都府県から求めがあった場合は、それに応じ、計画の策定・変更に関し、**国が必要な助言を行うことを可能とする**よう措置する。



効果

- 都府県の流総計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。**

